



# 三重県公報

平成30年7月13日(金)

第 3022 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
462	老人福祉法の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令	(長寿介護課)	2
463	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食品安全課)	2
464	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
465	同件	(同)	3
466	同件	(同)	4
467	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
468	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
469	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
<b>公 安 委 告 示</b>			
83	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	7
<b>公 告</b>			
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森林・林業経営課)	10
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	10
	同件	(同)	10
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(情報システム課)	10
	同件	(教育委員会)	11
	同件	(警察本部)	11

告 示
-----

**三重県告示第 462 号**

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 13 項の規定により行政処分を行いましたので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 処分をした年月日  
平成 30 年 7 月 4 日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名及び所在地  
株式会社 n a g o m i 代表取締役 川染紀行  
津市一志町片野 121 番地 9
- 3 事業所名及び所在地  
高齢者介護ホーム n a g o m i ガーデン  
津市一志町片野 367 番地 1
- 4 処分の内容  
虐待再発防止計画の策定及び同計画の履行からなる改善命令
- 5 処分を行った理由  
株式会社 n a g o m i が設置運営する有料老人ホーム「高齢者介護ホーム n a g o m i ガーデン」内において、高齢者虐待（入居者に対する無資格者の医行為）が行われたため

**三重県告示第 463 号**

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 平成 30 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等
  - (1) クリーニング師の研修

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予定人員
平成 30 年 9 月 2 日	三重県四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	50 人
平成 30 年 10 月 14 日	公益財団法人三重県建設技術センター鳥居支所 2 階 研修室	津市鳥居町 251-5	50 人

- (2) 業務従事者に対する講習（通信教育）
  - ア 受付期間  
平成 30 年 11 月 1 日から同月 30 日まで
  - イ 講習の科目及びレポート課題
    - (ア) 衛生法規及び公衆衛生
    - (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
    - (ウ) 洗濯物の処理
    - (エ) 繊維及び繊維製品
  - ウ レポート提出締切年月日  
平成 31 年 1 月 15 日
- 3 受講料
  - (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
  - (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

- 4 修了証書の交付  
研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。
- 5 受講についての問い合わせ先  
公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター  
津市鳥居町 251 番地の 5 2 階  
電話 059-225-4181

---

**三重県告示第 464 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 465 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 466 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**第 1**

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**第 2**

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 467 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス大黒田店  
松阪市大黒田町字下新戸 701 番地 1 ほか

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を採ること。特に出入口①については、交差点からの距離が短く、入庫車両と車道走行中車両との追突事故が危惧されるため、更なる事故防止措置を採ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 近隣住民等より騒音に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。

イ 計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

法令に基づく適正なごみ処理とともに、極力リサイクル等資源化への努力を行うこと。松阪市が処理を行う一般廃棄物については、事業者が自己搬入を行うか、又は松阪市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。

(4) その他の事項

ア 駐車場等において青少年の溜り場となることを抑制するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置し、犯罪抑止措置を採ること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

イ 松阪市は、松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）（当該地区は中心市街地地区）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）（当該地区は許可地域）があり、それに基づいた届出が必要になります。詳しくは松阪市のホームページ（<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>）を確認する、又は松阪市建設部都市計画課景観係（Tel0598-53-4166）に問い合わせること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 7 月 13 日から同年 8 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 468 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字中上字東川原 792 番地先 から 員弁郡東員町大字中上字東己午 945 番 2 地先 まで	旧	5.30～31.90	234.40
	旧新	14.00～39.30	199.80

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町下之川字大原 1415 番地先内	旧	6.80～7.40	39.10
	新	13.10～16.00	39.10

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 老ヶ野古田青山線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字佐田 5643 番 66 地先内	旧	3.90～4.10	35.40
	新	6.80～14.10	35.40

## 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 老ヶ野古田青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字廣瀬上山 4983 番 4 地先内	旧	3.20～8.70	46.00
	新	3.20～14.40	46.00

## 第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市本町 2090 番地先 から 松阪市本町 2099 番地先 まで	旧	16.30～39.58	63.05
	新	36.37～69.90	63.05

## 第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野平生町字北浦 1083 番地先 から 松阪市嬉野平生町字北浦 1111 番 2 地先 まで	旧	7.97～9.79	150.31
	新	9.86～10.53	150.31

## 第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南島紀勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町大字崎字庄兵衛谷 3026 番 1 地先内	旧	4.12～5.22	12.60
	新	4.12～7.89	12.60

## 第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊賀信楽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市玉瀧字上寺谷 9511 番 2 地先 から 伊賀市玉瀧字上寺谷 9482 番 4 地先 まで	旧	14.86～49.00	93.20
	新	14.86～65.77	93.20

## 第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲賀阿山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市玉瀧字里出 5557 番 1 地先 から 伊賀市玉瀧字里出 5556 番 1 地先 まで	旧	14.62～17.67	61.85
	新	10.99～17.67	61.85

三重県告示第 469 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町西対海地 11 番 1 地先 から 桑名郡木曾岬町西対海地 2 番 2 地先 まで	平成 30 年 7 月 13 日
一般国道 365 号	四日市市下海老町字平野 108 番 8 地先 から 四日市市下海老町字長池 320 番 2 地先 まで	平成 30 年 7 月 13 日
県道 甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字奥出 8036 番 1 地先 から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班地先 まで	平成 30 年 7 月 13 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 83 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。  
 平成 30 年 7 月 13 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	免許種別	審査実施日	申請書受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 30 年 9 月 27 日（木）	平成 30 年 9 月 14 日（金）から同月 21 日（金）まで（三重県の休日を含める。平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 2 から 5 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程を修了した者
2	中型自動車免許	平成 30 年 9 月 13 日（木）	平成 30 年 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1、3 から 5 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型）課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 30 年 8 月 30 日（木）	平成 30 年 8 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 4 に掲げる免許種別に係る技能検定員資格者証の交付を受け、おおむね 1 年以上経過している者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程を修了した者
4	普通自動車免許	平成 30 年 8 月 30 日（木）	平成 30 年 8 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 平成 30 年 7 月 23 日（月）及び同月 24 日（火）の技能検定員審査において不合格となった者で、一部審査細目が免除となる者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通）課程を修了した者

5	大型特殊自動車免許	平成 30 年 9 月 4 日 (火)	平成 30 年 8 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1 から 4 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
6	大型自動二輪車免許	平成 30 年 9 月 25 日 (火)	平成 30 年 9 月 10 日 (月) から同月 14 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1 から 5、7 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大自二) 課程を修了した者
7	普通自動二輪車免許	平成 30 年 9 月 6 日 (木)	平成 30 年 8 月 27 日 (月) から同月 31 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1 から 6 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普自二) 課程を修了した者
8	けん 牽引免許	平成 30 年 9 月 4 日 (火)	平成 30 年 8 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1 から 5 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成 30 年 9 月 27 日 (木)	平成 30 年 9 月 14 日 (金) から同月 21 日 (金) まで (休日を除きます。) の午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 10 に掲げる免許種別に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大型二種) 課程を修了した者
10	中型自動車第二種免許	平成 30 年 9 月 13 日 (木)	平成 30 年 9 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 9 及び 11 に掲げる免許種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (中型二種) 課程を修了した者
11	普通自動車第二種免許	平成 30 年 8 月 30 日 (木)	平成 30 年 8 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普通二種) 課程を修了した者

(2) 教習指導員審査

	免許種別	審査実施日	申請書受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 30 年 9 月 27 日 (木)	平成 30 年 9 月 14 日 (金) から同月 21 日 (金) まで (休日を除きます。) の午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 2 から 5 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型) 課程を修了した者
2	中型自動車免許	平成 30 年 9 月 13 日 (木)	平成 30 年 9 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 1、3 から 5 又は 8 に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型) 課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 30 年 8 月 30 日 (木)	平成 30 年 8 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	○ 本表中 4 に掲げる免許種別に係る教習指導員資格者証の交付を受け、おおむね 1 年以上経過している者 ○ 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (準中型) 課程を修了した者



4	普通自動車免許	平成30年8月30日(木)	平成30年8月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○平成30年6月25日(月)から同月27日(水)までの教習指導員審査において不合格となった者で、一部審査細目が免除となる者 ○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(普通)課程を修了した者
5	大型特殊自動車免許	平成30年9月4日(火)	平成30年8月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○本表中1から4又は8に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者
6	大型自動二輪車免許	平成30年9月25日(火)	平成30年9月10日(月)から同月14日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○本表中1から5、7又は8に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(大自二)課程を修了した者
7	普通自動二輪車免許	平成30年9月6日(木)	平成30年8月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○本表中1から6又は8に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(普自二)課程を修了した者
8	けん 牽引免許	平成30年9月4日(火)	平成30年8月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○本表中1から5に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成30年9月27日(木)	平成30年9月14日(金)から同月21日(金)まで(休日を除きます。)の午前9時から午後5時までの間	○本表中10に掲げる免許種別に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(大型二種)課程を修了した者
10	中型自動車第二種免許	平成30年9月13日(木)	平成30年9月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○本表中9及び11に掲げる免許種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 ○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(中型二種)課程を修了した者
11	普通自動車第二種免許	平成30年8月30日(木)	平成30年8月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間	○自動車安全運転センターが行う新任教習指導員(普通二種)課程を修了した者

## 2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地  
三重県警察本部交通部運転免許センター

## 3 申請手続

申請書は、各免許種別の申請書受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

## 4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係(電話 059-229-1212 内線 432・433)へ問い合わせてください。

公 告
-----

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外 の苗木育 成	
賀農第 2159 号	株式会社松岡種苗園 伊賀市山出 939	○		○		株式会社松岡種苗園 伊賀市山出 939

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 30 年 7 月 5 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域  
津市栗真中山町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
平成 30 年 6 月 5 日から同年 8 月 23 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市庄野町

特定調達公告
--------

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県地域連携部情報システム課
- 3 落札者決定日 平成 29 年 9 月 6 日

- 4 落札者 津市桜橋2丁目149番地  
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 大西 秀隆
- 5 落札金額 入札価格 180,000,000円  
契約金額 195,600,000円
- 6 決定手続 総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日 平成29年7月21日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年7月13日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 物品等の名称及び数量 情報教育機器設備賃貸借契約
- 2 担当部局 津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課
- 3 落札者決定日 平成30年1月25日
- 4 落札者 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番3号  
富士通リース株式会社中部支店 支店長 相良 長典
- 5 落札金額 入札価格 77,078,400円  
契約金額 84,296,237円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成29年12月8日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年7月13日

三重県警察本部長 難 波 健 太

- 1 特定役務の名称 遺失物管理システム機器賃貸借契約
- 2 担当部局 津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課用度係
- 3 落札者決定日 平成30年6月26日
- 4 落札者 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C 専務取締役 村上 春生
- 5 落札金額 入札価格 40,663,200円  
契約金額 43,916,256円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成30年5月11日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>